

犬山市議会第14号議案

犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、災害応急作業等手当を支給するため必要があるからである。

犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 職員が同一の日において別表災害応急作業等手当の項に定める勤務内容のうち、その異にする2以上の勤務に従事したときは、当該勤務に応じて定める手当の額のうち最も高い額の手当を支給する。

別表中

「

福祉 現業 手 当	社会福祉事務所等においてケースワーク業務に従事したとき。	1日につき 250円
	行旅病人の収容作業に従事したとき。	1回につき 1,000円
	行旅死亡人の収容作業に従事したとき。	1回につき 2,000円

」

を

「

福祉 現業 手 当	社会福祉事務所等においてケースワーク業務に従事したとき。	1日につき 250円
	行旅病人の収容作業に従事したとき。	1回につき 1,000円
	行旅死亡人の収容作業に従事したとき。	1回につき 2,000円
災害	異常な自然現象により重大な災害が発生し、	1日につき 710円（大規模な災害として市長が定める災害

<p>応急作業等手当</p>	<p>又は発生するおそれがある道路、堤防等において行う巡回監視に従事したとき。</p>	<p>(以下「大災害」という。)に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)。ただし、作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、この額に当該各号に定める率を乗じて得た額。</p> <p>(1) 日没時から日出時までの間において行われた場合 (次号に掲げる場合を除く。) 100分の150</p> <p>(2) 市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 100分の200</p>
	<p>異常な自然現象により重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。</p>	<p>1日につき 1,080円。ただし、作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、この額に当該各号に定める率を乗じて得た額。</p> <p>(1) 日没時から日出時までの間において行われた場合 (次号に掲げる場合を除く。) 100分の150</p> <p>(2) 市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 100分の200</p>
	<p>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基</p>	<p>1日につき 710円(大災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)。ただし、作業が深夜において行われ</p>

<p>本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された犬山市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策の作業に従事したとき。</p>	<p>た場合にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額。</p>
<p>大災害が発生した市外の区域において、愛知県内広域消防相互応援協定（平成15年4月1日締結）に基づく消防相互応援による消防業務又は消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊としての消防業務に従事したとき。</p>	<p>1日につき 2,160円</p>

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）			旧（改正前）		
（手当の支給） 第2条 略 2 略 3 職員が同一の日において別表災害応急作業等手当の項に定める勤務内容のうち、その異にする2以上の勤務に従事したときは、当該勤務に応じて定める手当の額のうち最も高い額の手当を支給する。 4 略 別表（第2条関係）			（手当の支給） 第2条 略 2 略 3 略 別表（第2条関係）		
手当の種類	勤務内容	手当の額	手当の種類	勤務内容	手当の額
略	略	略	略	略	略
福祉現業手当	社会福祉事務所等においてケースワーク業務に従事したとき。	1日につき 250円	福祉現業手当	社会福祉事務所等においてケースワーク業務に従事したとき。	1日につき 250円
	行旅病人の収容作業に従事したとき。	1回につき 1,000円		行旅病人の収容作業に従事したとき。	1回につき 1,000円
	行旅死亡人の収容作業に従事したとき。	1回につき 2,000円		行旅死亡人の収容作業に従事したとき。	1回につき 2,000円
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、堤防等において行う巡回監視に従事したとき。	1日につき 710円（大規模な災害として市長が定める災害（以下「大災害」という。）に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）。ただし、作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、この額に当該各号に定める率を乗じて得た額。 (1) 日没時から日出時までの間において行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の150			

新（改正後）		旧（改正前）	
	<p>(2) <u>市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合</u> <u>100分の200</u></p>		
<p><u>異常な自然現象により重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。</u></p>	<p><u>1日につき 1,080円。ただし、作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、この額に当該各号に定める率を乗じて得た額。</u></p> <p>(1) <u>日没時から日出時までの間において行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）</u> <u>100分の150</u></p> <p>(2) <u>市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合</u> <u>100分の200</u></p>		
<p><u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された犬山市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策の作業に従事したとき。</u></p>	<p><u>1日につき 710円（大災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）。ただし、作業が深夜において行われた場合にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額。</u></p>		
<p><u>大災害が発生した市外の区域において、愛知県内広域消防相互応援協定（平成15年4月1日締結）に基づく消防相互応援による消防業務又は消</u></p>	<p><u>1日につき 2,160円</u></p>		

新（改正後）			旧（改正前）		
	防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊としての消防業務に従事したとき。				
〽 略 〽	〽 略 〽	〽 略 〽	〽 略 〽	〽 略 〽	〽 略 〽